業務タイムス

JRひがし労　高崎地本【業務部】
発行責任者　清水　弘満

発行２０２１年３月１９日 NO93

申21号 労働条件の変更に伴う労使間協議を求める申し入れ
高崎鉄道サービス（株）と3月19日団体交渉を行う！

2021年1月1日に就業規則の改正・施行が実施されましたが、各事業所の職場代表者しかその内容について説明を行いませんでした。ひがし労は、労働条件の変更が実施される場合は、会社として掲示だけでなく、全社員説明を行い、不安や疑問に応えるべきであると考え、申し入れを提出し、TTS（株）と団体交渉を行いました。

交渉における確認事項！

- 「就業規則に係わる改正」を行う場合は、その事柄をひがし労に説明することについて検討していく！
- 構内の体制見直しが行われる場合は、決定以降、その事柄について説明すること！

以上2点について確認しました！

申し入れ項目及び会社回答

【第1項】労働条件等の変更に伴う労使間協議および社員周知の考え方について明らかにすること。

【第4項】労働条件等の変更に際しては、提案の実施および労使間協議を保証するとともに、社員周知を行うこと。

≪回答≫就業規則の改正については、社員代表への説明を行っている。また、社員周知については点呼、掲示等により行っているところである。

【第2項】2021年1月1日の就業規則の改正・施行に伴うスケジュールについて明らかにすること。

≪回答≫2021年1月1日の法改正に併せ、社員代表への説明及び社員周知を行ったところである。

【第3項】2021年1月1日の就業規則の改正・施行について労働組合への提案を行わないこととした根拠を明らかにすること。

≪回答≫就業規則の改正については、社員代表への説明を行っている。